| 京都大学 | 博士(法学) | 氏名 南 迫 葉 月 |
|----------------------------------|--------|------------|
| 論文題目 協議・合意制度における虚偽供述の防止についての研究 | | |

(論文内容の要旨)

近時,取調べに代わる供述証拠の収集方法として,犯人の供述と引換に恩典を付与する取引的手法が注目され,法制審議会は協議・合意及び刑の減免制度の導入を検討した。その際,自白や捜査協力と引換に刑を減軽する場合,①刑の格差が実体法上正当化できるか,②合意や自白の任意性を手続法上担保できるかが問題とされた。本論文は,①②の関係を明らかにしつつ,合意による供述が自白法則下で証拠能力を否定されないため,ひいては虚偽供述を防止するために,協議・合意過程を如何に設計すべきかを検討するものである。その際,取引的手法について議論の蓄積のある,アメリカの答弁取引制度を参照する。

第1章は、法制審の議論、補強・自白法則の従来の議論を通じて、協議・合意制度の現行法制との整合性を検討する。同制度には利益誘導による虚偽供述の危険があり、特に自白法則の根拠に照らし、検察官による脅迫の危険(人権擁護)、利益な扱い欲しさに虚偽供述をする危険(虚偽排除)が存在する。このような危険を防止する条件をいかに設定するかとの課題が示され、協議過程から合意違反の対処までの協議・合意に係る具体的手続構築の重要性が指摘される。

第2章は、課題について示唆を得るべく、アメリカの答弁取引を検討する。まず、利益誘導による自白の任意性問題の示唆を得るため、取引による有罪答弁の任意性に関する連邦最高裁判所の判例及び学説を参照する。連邦最高裁は、答弁の任意性を保障する上で弁護人の存在を重視するが、学説からは、その具体的役割が不明であること、検察官の取引条件の提示に制限がないことが批判された。学説によれば、答弁と公判で量刑格差を設けることが許されないわけではないが、任意性を肯定するためには、検察官の申出が、被告人の選択状況を制限することがなく、利益を付するものでなければならない。そのため、取引時に提示される予測刑量が、検察官に操作されておらず、公平・正当である必要がある。この点、ABAの準則や連邦量刑準則では、公判後の刑は実体に即して決められ、有罪答弁をした場合、答弁したこと自体ではなく、被告人の刑責認容や捜査協力を理由に、かつ当該理由から正当化しうる限度で恩典が付与される。

次に、虚偽排除の観点から適切な制度設計を考察するため、無実の被告人による有罪答弁及び虚偽の捜査協力を防止する方策を参照する。連邦最高裁は、答弁取引に修正6条を適用し「効果的な弁護」の保障内容を拡充することで対処しようとしている。しかし、弁護人の調査能力には限界があり、検察官が大きな恩典を提示する場合、弁護人はその影響力を除去しえないため、検察官による恩典の提示を規制する必要がある。この点、量刑準則は恩典の根拠と幅を明記することで規制を実現しているが、検察官は主張事実に関する取引を通じて規制を潜脱しうる。有効な規制には、取引条件を裁判所に明示し、恩典を審査する必要が指摘されている。もっとも、恩典に

実体法上限定を設けることは難しい。捜査協力場面における供述の信用性については、協力者に対する反対尋問や慎重な事実認定によって真実性を担保してきた。しかし、協力者の偽証には、捜査機関からの情報漏示や、取引が秘匿され有効な反対尋問ができないおそれがある。そこで、協力対象との取引の明示、合意内容の規制(特定の証言ではなく真実を証言する)、協力者の弁護人による偽証防止が提案されている。

第3章は、前章を参考に合意制度の課題を検討する。合意による自白は、①虚偽排 除と②人権擁護の観点から任意性が問題となる。①からは、捜査機関への迎合を防止 すべく、情報の遮断を含めた協議過程・取引条件の規律、有効な反対尋問の実現が重 要となる。すなわち、真実の供述をする旨の合意(刑訴法案350条の2),弁護人の関 与 (350条の4), 公判での協力対象との取引明示が必要となる (350条の8, 350条の 9)。弁護人には、捜査機関の誘導や虚偽供述を防止することが期待される。②から は、被疑者が取引の利害得失を理解して供述を行うだけでなく、検察官が被疑者の選 択肢を制限していないことを確保する必要がある。まず、交渉を行う弁護人が、検察 官の提示する恩典が被疑者の協力に見合うか、協力しない場合の刑が被疑者の罪責に 見合うかを評価し必要な助言を行う。また,検察官の提示した選択肢を裁判所に明示 して恩典の根拠と幅を裁判所が審査する。改正法案における合意内容書面の作成と公 判での取調べ(350条の3,350条の7)はこの要請に適うが、書面には合意内容だけで なく、取引に応じない場合に検察官が示した結果も明示する必要が指摘される。こう して、本論文は、自白の任意性を肯定するため、検察官の示す選択肢が実体法上も正 当化しうる必要がある点で,手続法と実体法の問題が関連することを明瞭に指摘す る。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、取調べによる供述獲得という伝統的手法に代わる捜査手段として着目されている「取引的捜査手法」について、わが国の従前の法制度との整合性を丹念に分析・検討し、これを設計導入する際に必要不可欠な手続法的及び実体法的条件を考察・提言するものである。刑事司法の健全・適正な目標達成という観点からとりわけ重要な、取引による恩典の見返りに提供される捜査協力者の供述の任意性問題と虚偽供述の防止方策に検討の主眼が置かれている。

すなわち、①利益誘導による自白の任意性を否定しているわが国の最高裁判例との関係を中心とした現行法制との整合性に関する冒頭の問題設定、②比較法的素材とされたアメリカ法の状況の分析、とくに直接参考となり得る答弁取引における有罪答弁の任意性に係る判例・学説の分析、及び取引過程の適正担保のための弁護人の役割とその限界を巡る判例・学説の動向分析、③これを踏まえた結尾部における制度論・立法論の具体的提言が行われる。そのいずれについても、筆者の明瞭な問題意識に基づき、丹念な文献調査を踏まえた明晰な記述がなされ、結論に向けた緊密な構成が高い水準で達成されている点は高く評価できる。

本論文の結論とされる制度論的提言は、おおむね、近時の法制審議会刑事法特別部会において審議・検討され、刑事訴訟法の改正法案として結実したいわゆる「協議・合意制度」の立案趣旨と個別条文案を理論的・比較法的に裏付け支持するものであるが、さらに安全弁として、捜査協力者と訴追機関との間で作成される「合意内容書面」に記載すべき事項として、取引に応じない場合の結果として検察官が示した選択肢を含めるべきであるとの具体的提言、及び、協力者による供述の任意性を担保する上で、検察官の示す選択肢が刑罰論の観点からも実体法上正当化し得ることが必要である点が指摘されており、これらは、新制度が導入された場合には、その解釈・運用にとって有用でありかつ単なる政策論ではなく理論的裏付けのある提言として高く評価されるべきものである。

もっとも、手続法的な安全装置の考察に比して、筆者の問題意識の根底にある刑罰論・実体法上の提言は、いまだ抽象的なものにとどまり、これを捜査協力型の取引の枠内でいかに具体化するかについての検討には十分でないところがある。しかしそれは、法改正では見送られた自己負罪型の取引の導入可能性という一層大きな問題に筆者の研究を発展させる重要な鍵の一つともなる事項であり、筆者の問題意識の発展可能性を示唆するものであって、何ら本論文の価値を損なうものではない

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成28年2月3日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。